

犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方 について市民の皆様のご意見を募集します。

平成 17 年に犯罪被害者等基本法が施行され、国の犯罪被害者等のための施策は着実に進展しており、名古屋市としても関係機関等と連携し一定の支援を進めてきましたが、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではありません。

犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けてさらに一步踏み出すには、関係機関等との役割分担の中で、本市として明確な方針を定め、犯罪被害者等の視点に立った施策を講ずる必要があると考えています。

そこで本市では、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定を検討しており、市及び市民等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めていきたいと考えています。

つきましては、「犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方」をまとめましたので、みなさまのご意見をお聞かせください。

意見募集期間

平成 29 年 10 月 23 日（月）から平成 29 年 11 月 24 日（金）

（郵便の場合は 11 月 24 日（金）必着、ファックスまたは電子メールの場合は当日送信日時記録有効）

意見提出方法

住所、氏名をご記入の上、郵便、ファックスまたは電子メールにてお寄せください。（様式は、別紙の様式をご利用ください。任意の様式でも構いません。）

なお、電話または来庁による口頭のお申し出につきましては、受付できませんので、ご了承ください。

- ※ ご記入いただいた個人情報、この意見募集の目的の範囲内で利用します。それ以外での目的では利用いたしません。
- ※ みなさまからのご意見等に対しましては、直接個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見につきましては、後日本市の考え方とあわせて公表する予定です。

【意見の提出先・問い合わせ先】

名古屋市市民経済局地域振興部地域安全推進課（市役所本庁舎 5 階）

住 所：〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話：052-972-3124

ファックス：052-972-4823

電子メール：a3124@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

本市の犯罪情勢

【刑法犯】

区 分	平成 27 年	平成 28 年
刑法犯認知件数	31,628件	28,618件
うち財産犯	24,920件	22,268件
うち凶悪犯	144件	154件
死傷者数	767人	808人
うち死者	12人	15人
うち重傷者	43人	46人

※1 名古屋市部（尾張旭市を含む）の件数及び人数です。

※2 財産犯とは強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領の罪種の計です。

※3 凶悪犯とは殺人、強盗、放火、強姦の罪種の計です。

※4 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者です。

【交通事故】

区 分	平成 27 年	平成 28 年
人身事故件数	14,250件	13,296件
死傷者数	17,745人	16,318人
うち死者	52人	30人
うち重傷者	296人	238人

※1 死者は交通事故発生後24時間以内に亡くなった者です。

※2 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者です。

現在の支援の概要

相談・情報提供

地域安全推進課（市役所）及び地域力推進室（区役所）で犯罪被害者等からのご要望に応じて関係機関等が実施する施策等の案内・情報提供を行っております。

居住の安定・安全の確保

犯罪被害者等の居住の安定と安全の確保を図るため、一時避難施設宿泊制度や市営住宅の優先入居や目的外使用制度を運用しております。

市民の理解の増進

市民の方を対象とした犯罪被害者等支援入門講座や、職員を対象とした研修を行っております。

民間団体に対する援助

公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体である(公社)被害者サポートセンターあいちの支援活動に要する経費の一部を助成しています。

犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方

基本理念

- 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとしします。
- 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるよう、支援等を途切れることなく受けることができるようにします。

定義

犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

二次的被害

犯罪等により直接害を被るもの以外に、犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいいます。

市の責務

- 関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、支援施策を実施するとともに、支援に携わる人材の確保及び養成のために必要な施策を実施します。
- 犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携、協力します。
- 犯罪被害者等の支援のための施策を実施するにあたり、個人情報保護及び二次的被害の発生防止に最大限配慮します。

市民等の責務

- 市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力し、犯罪被害者等を尊重し地域社会で孤立させないよう努めるものとしします。
- 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう、二次的被害の発生防止に努めるものとしします。
- 犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとしします。

新たな支援の概要

相談・情報提供

犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うための総合支援窓口を設置します。

経済的負担の軽減等

- ・犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために必要な施策を行います。
- ・犯罪等の被害により日常生活を営むことに支障がある犯罪被害者等に対して必要な施策を行います。

精神的被害からの回復に向けた支援

犯罪被害者等の精神的被害の軽減を図り、平穏な日常生活を営むために必要な施策を行います。

市民の理解の増進

二次的被害の発生防止の重要性、犯罪被害者等支援などについて、広報及び啓発を行います。

人材の育成

支援を担う人材を育成するため必要な施策を行います。

意見の聴取

犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映されるよう努めます。